

2022年5月13日

各位

会社名 野村マイクロ・サイエンス株式会社
 代表者名 代表取締役社長執行役員 八巻由孝
 (コード番号: 6254)
 問合せ先 取締役執行役員管理本部長 三阪雅登
 (TEL 046-228-5195)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の当社第53回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)により、株主総会資料の電子提供制度が新設され、同制度を定める改正会社法が2022年9月1日に施行されることに伴い、同制度の導入に備えるため変更するものであります。また、2022年4月1日の執行役員制度導入に伴う文言の整備その他の修正を行うものであります。

2. 変更の内容(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
第1条～第14条 <条文省略> (招集権者および議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き <u>取締役社長</u> が招集し議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがいインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 <新設>	第1条～第14条 <現行どおり> (招集権者および議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、 <u>取締役会において予め定めた代表取締役が招集し、議長となる。</u> 2 <u>前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u> <削除> (電子提供措置等) 第16条 当社は、 <u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第17条～第23条 <条文省略>	第17条～第23条 <現行どおり>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u> <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>2 前項にかかわらず、<u>監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>3 <条文省略></p> <p>4 <条文省略></p> <p>第25条～第36条 <条文省略></p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 <条文省略></p> <p>2 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会において予め定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>2 前項の代表取締役に事故があるときは、<u>取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会の招集をし、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>3 <現行どおり></p> <p>4 <現行どおり></p> <p>第25条～第36条 <現行どおり></p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 <現行どおり></p> <p>2 <現行どおり></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供ならびに電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日
2022年6月23日(木)
- (2) 定款変更の効力発生日
変更案第16条は2022年9月1日(木)とし、その他の変更は2022年6月23日(木)とする。

以上